

岡山市
パートタイム職員の勤怠・給与システム
仕様書(案)

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 幼保運営課

1 使用契約名

パートタイム職員の勤怠・給与システム使用契約

2 業務の背景及び目的

岡山市幼保運営課(以下「本市」という。)では、850人程度のパートタイム職員(以下「時給パート」という。)を任用している。現在、勤怠情報・給与情報の管理は、紙及びエクセルで行っており、情報の一元化ができず管理業務に多くの人・時間を費やしている。新たにクラウドサービスを使用することにより、業務の効率化及び正確性の向上を図ることを目的とする。

クラウドサービスの使用については高度な技術・ノウハウを有することが必要であり、他地方公共団体や一般企業における導入実績、本市時給パートの運用との親和性が高いものを導入する。

3 使用方針

- (1) システムの使用方式としてクラウド方式による提供を前提とする。
- (2) 導入に当たっては、クラウド方式により提供されるパッケージシステムに合わせて業務の見直し改善を行い、システムのカスタマイズは原則行わないこととする。
- (3) 本仕様書では、調達方針等について記載し、本市がシステムに要求する具体的な機能等については、「パートタイム職員の勤怠・給与システム機能要件」に記載する。

4 使用場所及び期間

(1) 使用場所

ア 岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所)

イ 岡山市公立保育園・認定こども園 51園(「岡山市保育園・認定こども園一覧」参照)

(2) 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日(日)

(3) 設定期間

契約締結日から令和8年1月31日(土)

(試用期間・研修期間含む。)

(4) 使用期間

令和8年2月1日(日)から令和12年3月31日(日)まで

※ ただし、使用期間の開始年月日は、双方の合意により令和8年1月31日以前に変更することができる。

5 提供の範囲

導入するシステムが稼働するために必要な環境(ソフトウェア、ミドルウェア、クラウド基盤等)の調達、搬入、設置、設定、テスト等。なお、パソコン、プリンタ等のハードウェアは本市が所有する既存の機器を使用するものとする。使用するパソコン等の詳細は次のとおりとする。

① 基本 OS:Windows11Pro(64bit)

② ブラウザ:Microsoft 社 Edge(Chromium 版)又は Google Chrome

- ③ 使用方式:Web 方式(ソフトウェアのインストールが不要であること)
- ④ 通信規則:HTTPS のみ
- ⑤ メンテナンス処理を除き、基本的には24時間365日使用できること。

(1)設定期間中

- ア システムの使用に当たっての導入支援(プロジェクト管理、事前のヒアリング、システムの説明会、システム使用者への操作説明会、使用開始前のデータのうち使用開始以降の処理に必要となるデータのシステムへの取り込みなど)を行うこと。
- イ システム稼働に必要となる各種コード入力、パラメータ設定、所属、職員情報等のマスターデータ登録。データの登録に当たっては、現在本市で所有する情報を CSV 等でデータ移行できること。手順等については、本市と十分に調整を行うこと。
- ウ システム運用テストを行える環境を用意すること。本番環境でテストを行う場合は、本稼働前にテスト期間中のデータをクリアすること。

(2)使用期間中

- ア システム本稼働時及び稼働中は、サポートデスクを設置すること。
- イ システムの運用、保守(本市に対する運用時支援を含む)。
- ウ システム障害等への迅速な対応。

6 システム要件

(1) 基本要件

- ア Web ブラウザによるクラウド方式で利用できるシステムを提供しており、地方公共団体若しくは一般企業において、1年以上のサービス提供実績を有していること。
- イ 令和12年3月31日まで使用可能なものであること。
- ウ Web ブラウザは、Microsoft 社の Edge (Chromium 版) 又は Google Chrome の使用を前提にすること。
- エ 法及び制度改正等への対応は、運用保守の範囲内とすること。

(2) 機能要件

「パートタイム職員の勤怠・給与システム機能要件」のとおり。
 なお、必須欄に○印があるものは、必ずその機能要件を満たしたシステムであること。

(3) ユーザー支援機能(EUC)

提供されるシステムは、利用者が与えられた権限の範囲で、業務に必要な情報を最適な形で取り出し、CSV ファイル形式等でダウンロードし、表計算ソフト等でデータを加工する等の二次利用ができること。

(4) 他システム等との連携要件

e-Tax、eLTAX 及びPCdesk への連携データ作成が可能であること。

7 使用者規模とアカウント権限

本仕様書及び「パートタイム職員の勤怠・給与システム機能要件」は次の使用者規模とアカウント権限を想定する。

対象	予定利用 人数	利用範囲	権限	使用する端末
本市 担当者	2人	勤怠・給与すべて	全範囲の登録・修正・ 照会・削除が可能	業務用パソコン
園管理者	51人	所属する園の勤怠・給 与(給与計算はしない)	所属する園の範囲に限 り、登録・修正・照会・ 削除が可能	業務用パソコン
時給パート (保育士・用務 洗濯員・給食 調理員)	850人	本人の勤怠・給与(給与 計算はしない・年末調整 申告は含む)	個人の範囲に限り、登 録・修正・照会・削除が 可能	業務用パソコン 個人のスマートフォン

※ 時給パートの利用人数 850 人には、退職した時給パート(100 人/年程度)の人数を含まない。

8 システム導入要件

(1) 体制

システム導入を遅滞なく進め、かつ品質を維持することが可能となるよう、十分な体制を整備し、プロジェクト管理業務を行い、導入経過及び進捗などについて、本市に対し定期的に報告すること。なお、使用開始までの各工程スケジュールの詳細については、本市と協議のうえ決定する。

(2) 導入措置

システムの導入においては、稼働開始時に事務処理及びシステム運用を円滑に行うことが可能となるよう、システムを構成するハードウェア、ソフトウェア及びパッケージの設置、環境設定、インストールなどの必要な措置をとること。また端末及び他システムの動作に悪影響を及ぼさないよう事前に十分な調査・調整を行うこと。

9 システム保守

(1) 共通事項

ア ソフトウェアとハードウェアに対して、システムの信用性の確保と安定的な稼働に必要な保守業務を行うこと。保守対応は、即時対応を原則とする。

イ システムの稼働予定は、本市と十分に協議を行うこと。システムは常時稼働可能であること。また、メールでの問い合わせについては、24時間365日受付を行い、緊急を要する場合は、稼働予定の時間外であっても可能な限り保守対応等を行うこと。

ウ 問い合わせ、障害等の連絡の後、事象が重大と判断された場合は、現地対応を含めた対応を行い、状況を報告すること。また、システム障害等の解消後に対応結果や今後の改善策について報告を行うこと。

- エ 障害等の原因の切り分けが困難な場合は、受託者が納入したか否かにかかわらず、その原因の切り分けに協力すること。
- オ システムの障害予防策を講じること。
- カ 保守作業実績等の報告を行うこと。
- キ 操作マニュアルを整備すること。
- ク 法及び制度の改正について、追加費用を発生させずに、システム保守の中で対応すること。
- ケ 本市からの問い合わせ及び相談については随時対応すること。
- コ 障害が発生した場合は、復旧を行うこと。
- サ プログラム等のソフトウェア資産の管理を行うこと。
- シ 脆弱性が発見された場合、提供者は、十分な検証を行い、必要に応じて脆弱性対応修正を行ったうえで、セキュリティ水準を保つこと。
- ス パッケージソフトウェアに関する保守を行うこと。また技術的不具合が発見された場合、不具合修正プログラムを適用すること。
- セ OS及びミドルウェアに関するサポートを行うこと。
- ソ 本市のネットワーク環境が変更となった場合は、本市と協議の上、必要な支援・設定変更等、追加費用を発生させずに対応すること。クライアントの OS 及びソフトウェアの変更バージョンアップについても同様とする。

10 UI(ユーザーインターフェース)

(1) 視認性

ユニバーサルデザインを意識し、分解性、画面要素の配置の的確性、配色や文字の大きさの的確性、画面項目の必要十分性などの考慮がされていること。

(2) 操作の効率性

キーやマウスの操作に関して、操作性や効率化の考慮がされていること。また、編集補助機能などの機能が充実していること。

(3) 誤操作防止のための制御

使用者が操作を誤らないようデザインや工夫がされ、極力複雑な操作を採用していないこと。複雑な操作時は説明やメッセージ表示やヘルプなどの機能を備えていること。

(4) パッケージシステムの一貫性

操作に慣れやすいよう、データ項目名称・項目値における入力と表示の一貫性を持っていること。

(5) 操作方法の習得の容易性

直感的に操作しやすいように工夫されていること。また、操作を利用者自身が自己学習できる機能を有していること。

(6) スマートフォン等での視認性

パソコンだけでなく、スマートフォン等での視認性も考慮されていること。

11 研修

研修の時期及び回数は令和8年1月31日までに複数回行えるよう本市と協議すること。

(1) 対象者区分及び人数

- ア 本市担当者 2 人
- イ 園管理者(各園の園長及び副園長) 102人程度
- ウ 時給パート 約850人程度

(2) 内容

対象者区分別に操作研修などを対面又はオンラインで実施すること。なお、時給パートに対する研修はマニュアルの配布または説明動画の配信でも可とする。

(3) 研修環境

- ア 研修に必要な教材と研修に必要なデータを本市と十分に協議し作成すること。
- イ 対面による研修を行う場合、研修場所は本市で提供する。
- ウ オンラインによる研修を行う場合、受講者側の研修環境は本市で提供する。

12 セキュリティ対策

セキュリティ対策の実施に当たって、必要十分な対策を行うこと。

(1) データセンターその他

- ア データセンター及びサーバ環境は、日本国内に設置されていること。
- イ システムを設置するデータセンターは、「情報システム安全対策基準」(通商産業省告示第 518 号、第 536 号)に適合していること。
- ウ 使用における準拠法は日本国法であり、管轄裁判所が日本にあること。
- エ 24時間365日の使用を原則として、定期メンテナンス期間を除き、98%以上の可用性を確保できるハードウェア構成とすること。
- オ プログラムのバージョンアップ等保守作業としての計画停止を行う場合は、1週間前までには本市へ通知すること。
- カ 計画停止の日時等、サービスの稼働状況(メンテナンス等)をログイン画面で表示して周知する機能を有すること。
- キ サーバは毎日バックアップを行い、1週間程度データを保持していること。
- ク 障害の発生有無について、5分以内の間隔で監視していること。
- ケ データセンターとのインターネット通信は、TLS1.2 以上により暗号化できること。
- コ 保存されるデータはすべて暗号化して保存を行うこと。
- サ WAF を導入し不正アクセスを検知・遮断すること。

(2) ウイルス対策等

- ア 適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えいなどを防止すること。
- イ ウイルス対策ソフトのパターンファイルを常に最新のものにアップデートすること。
- ウ クラウドサーバ含め、サーバ環境(OS、ミドルウェア等)は常に最新の状態を保つこと。

(3) 権限管理等

各園の管理者(園長及び副園長)、時給パートの操作・閲覧可能な情報の範囲を、本市職員が設定できること。

(4) 情報資産の取り扱い

- ア 本市の所掌する情報資産の保護(データバックアップを含むものとする。)について万全を期すものとし、その機密性、可用性及び安全性を維持する上で必要な対策を行うこと。
- イ 本市がシステムを使用する上で知り得た情報を、正当な理由なく第三者に与え、本契約目的以外に使用することがないよう関係者に周知徹底すること。

(5) リスク管理

- ア 提供者は、本クラウドサービスに従事する従業員(委託先等を含む。)若しくはその他の者による情報資産の保護(内部セキュリティ対策)に係る体制を整備すること。
- イ 提供者は、不正な変更が発見された場合に、原因を調査・排除できる体制を整備すること。
- ウ システム提供事業者はシステム使用開始時点において、ISO/IEC27001 認証及び提案システムを含む ISMS クラウドセキュリティ認証(ISO/IEC27017)を取得していること。若しくは、システム使用開始時点において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)クラウドサービスリスト登録されていること。
使用開始日までに上記ウを満たしていなければ契約解除となる。

(6) セキュリティポリシーの遵守

- ア 岡山市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、提供上知り得た情報の持ち出し、目的外使用、第三者への開示及び譲渡等は一切行わないこと。
- イ 本市から提供した情報は、その重要性を認識し、取り扱い及び保管を慎重に行うこと。また、貸与した関係書類がある場合は、作業終了後若しくは契約を解除されたとき又はシステム使用上不要になった場合、本市に返還しなければならない。
- ウ 提供した情報又は貸与した関係書類の複製物がある場合、適切に廃棄すること。
- エ 提供者は本市が情報セキュリティに関連する調査、監査等に対応する場合には可能な限り協力を行うこと。

(7) 廃棄

システム上で管理された情報資産、ハードウェア及び記録媒体を廃棄する場合、データの完全消去(データの完全消去は、OS 等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去)又は物理的に粉砕する等、復元不可能な処理を施して廃棄すること。また、作業後はデータ消去又はディスクの破壊を証明する書類を作成し、1か月程度を目安に本市に提出すること。

(8) 個人番号の取り扱い

市の保有する特定個人情報等の取扱管理に関する覚書を交わすこと。

13 その他

(1) 損害の賠償

システム提供中に提供者が本市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を

受けた場合は、直ちに本市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて提供者の責任において処理解決するものとし、本市は一切の責任を負わない。

(2) 協議

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈につき疑義が生じた事項については、本市と提供者が別途協議の上、対処方法を決定するものとする。